

スポーツ関連事業移管後の取組について

企画部スポーツ課

1 市長部局への移管の経過及びその目的について

平成19年に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、特例として学校体育を除くスポーツ事務を市長部局で執行できることになり、本市においても、教育行政としてのスポーツから視点を広げて事業を推進するために、スポーツ関連事業を教育委員会部局から市長部局に移管しました。このことより、従来から市長部局で実施している健康運動教室、保健事業、介護予防等の健康づくり事業や、観光振興などの諸施策との連携を強化し、市全体の健康づくりや地域活性化等を総合的に推進することで、各種事業効果の向上を図るものです。

2 移管後のスポーツ関連施策の主な取組

(1) 子どものスポーツ機会の充実について

積極的にスポーツをする子どもとそうでない子どもの二極化が進んでいる現状があることから、すべての子どもがスポーツを楽しむことができる環境の整備を図り、子どものスポーツ機会の充実を目指します。

具体的には、各種スポーツ教室、小学生なわとび大会の開催など、子どもを対象とした各種スポーツ活動について、子どものニーズに添った種目を開催するなど工夫をして実施します。また、スポーツをしたい子どもの受け皿となるスポーツ少年団の活動が更に活発になるよう育成支援の強化に取り組みます。

(2) 学校の体育に関する活動について

小中学校においては、教員の高齢化や部活動の指導者不足により、専門的な技術指導が受けられない状況があります。そこで、小学校においては、NPO群大クラブなどと連携し、スポーツコーディネーターの派遣を実施します。また、中学校においては、市体育協会と連携し中学校運動部活動支援外部指導者派遣を引き続き実施します。

(3) 総合型スポーツクラブについて

「一市民スポーツ」の実現を目指し、「いつでも、どこでも、だれでも」が継続してスポーツに親しむことができる環境づくり、地域づくりを基本とする、総合型スポーツクラブを新たに設立します。

これまでは、体育協会やスポーツレクリエーション協会などのスポーツ関係団体とクラブの骨格や概要等について意見交換を行いながら協議を進めてきました。

今後は、平成28年度中にクラブ設立準備委員会を立ち上げ、軽スポーツ教室などのプレ事業を実施するとともに市民を対象としてスポーツクラブのPRを図り、平成29年度のクラブ設立に向けて準備を進めます。

(4) スポーツ施設の充実

既存のスポーツ施設の老朽化が顕著であることから、計画的な改修整備による施設の長寿命化を図り、利用者の安全確保や利便性の向上に努めます。

現在は、利用率の低い施設の統廃合を含めた社会体育施設整備計画の策定準備を進めています。

地域における身近なスポーツ活動の場を確保することは、スポーツ行政を進めるに当たって大変重要なことであり、計画策定後は事業の着実な進捗を図ります。

3 今後の取組について

平成28年4月からスポーツ関連事業は市長部局に移管されました。今後は、これまで掲げてきた施策に継続して取り組むとともに、スポーツ関連施策と健康づくり関連施策との連携を一層推進し、総合的かつ計画的に推進していきます。